

地域別最低賃金一覧 (47都道府県)

()内は、令和5年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,010 (960)	50	令和6年 10月1日
青森	953 (898)	55	令和6年 10月5日
岩手	952 (893)	59	令和6年 10月27日
宮城	973 (923)	50	令和6年 10月1日
秋田	951 (897)	54	令和6年 10月1日
山形	955 (900)	55	令和6年 10月19日
福島	955 (900)	55	令和6年 10月5日
茨城	1,005 (953)	52	令和6年 10月1日
栃木	1,004 (954)	50	令和6年 10月1日
群馬	985 (935)	50	令和6年 10月4日
埼玉	1,078 (1,028)	50	令和6年 10月1日
千葉	1,076 (1,026)	50	令和6年 10月1日
東京	1,163 (1,113)	50	令和6年 10月1日
神奈川	1,162 (1,112)	50	令和6年 10月1日
新潟	985 (931)	54	令和6年 10月1日
富山	998 (948)	50	令和6年 10月1日
石川	984 (933)	51	令和6年 10月5日
福井	984 (931)	53	令和6年 10月5日
山梨	988 (938)	50	令和6年 10月1日
長野	998 (948)	50	令和6年 10月1日
岐阜	1,001 (950)	51	令和6年 10月1日
静岡	1,034 (984)	50	令和6年 10月1日
愛知	1,077 (1,027)	50	令和6年 10月1日
三重	1,023 (973)	50	令和6年 10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	1,017 (967)	50	令和6年 10月1日
京都	1,058 (1,008)	50	令和6年 10月1日
大阪	1,114 (1,064)	50	令和6年 10月1日
兵庫	1,052 (1,001)	51	令和6年 10月1日
奈良	986 (936)	50	令和6年 10月1日
和歌山	980 (929)	51	令和6年 10月1日
鳥取	957 (900)	57	令和6年 10月5日
島根	962 (904)	58	令和6年 10月12日
岡山	982 (932)	50	令和6年 10月2日
広島	1,020 (970)	50	令和6年 10月1日
山口	979 (928)	51	令和6年 10月1日
徳島	980 (896)	84	令和6年 11月1日
香川	970 (918)	52	令和6年 10月2日
愛媛	956 (897)	59	令和6年 10月13日
高知	952 (897)	55	令和6年 10月9日
福岡	992 (941)	51	令和6年 10月5日
佐賀	956 (900)	56	令和6年 10月17日
長崎	953 (898)	55	令和6年 10月12日
熊本	952 (898)	54	令和6年 10月5日
大分	954 (899)	55	令和6年 10月5日
宮崎	952 (897)	55	令和6年 10月5日
鹿児島	953 (897)	56	令和6年 10月5日
沖縄	952 (896)	56	令和6年 10月9日
全国加重平均額	1,055 (1,004)	51	

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げ特設ページ 検索

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例



派遣先の東京都最低賃金(1,163円)が適用されます。

派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金(1,065円)が適用されます。

※金額は令和6年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給 (円) \geq 最低賃金額(時間額) (円)

2 日給の場合

日給 (円) \div 1日の平均所定労働時間 (時間) = 時間額 (円) \geq 最低賃金額(時間額) (円)

3 月給の場合

月給 (円) \div 1か月の平均所定労働時間 (時間) = 時間額 (円) \geq 最低賃金額(時間額) (円)

4 上記1,2,3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

使用者のみならずへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

- ① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
208,000円-8,000円=200,000円
- ② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
200,000円 \div 1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,250円>1,000円
であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)	175,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	208,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	1,000円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

- ① 基本給(日給)を時間額に換算すると、
6,000円 \div 1日の所定労働時間(8時間)=750円
- ② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、
24,000円 \div 1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円
- ③ 上記①と②を合計すると、
750円+150円=900円<1,000円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)	120,000円
職務手当(月給)(=6,000円 \times 20日)	120,000円
通勤手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	152,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	1,000円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ